

- ◆毎学期のアンケート調査の実施
- ◆全児童を対象とした聞き取り調査の実施

(2) 情報を集約し共有する。

- ◆収集した情報、保護者や児童からの通報等「ケア会議」へ集約の上、共有化
- ◆収集した情報を記録

1 いじめ発見後の動き

(1) 教育委員会へ報告する。

- ◆ケア会議等において分析
- ◆「いじめ」と判断されるものについて、教育委員会へ即時報告

(2) 記録化する。

- ◆「いじめ」と判断される事象については、時系列で綿密に記録

第6 いじめに対する取組

1 方向性

いじめを発見したとき、いじめの通報を受けたときは、「ケア会議」により情報を共有し、以後の対応について迅速に検討・実行する。

校長は、必要に応じて「いじめ対策委員会」を招集し、対策を検討・実行する。

その際、被害児童を守ることを第一とし、加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。同時に保護者の協力を得ると共に、関係機関との連携に努める。

2 いじめへの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) いじめが疑われる行為等が発見したとき、あるいは、相談、訴え、通報等があったときは、速やかに「ケア会議」に報告し、情報の共有を行うと共に、情報収集を進め、情報分析を行う。
- (3) 「ケア会議」は、担任、関係児童、保護者等から情報を収集し、いじめの有無、その具体的な内容等を確認する。
- (4) 状況把握、分析の結果は、保護者に連絡する。

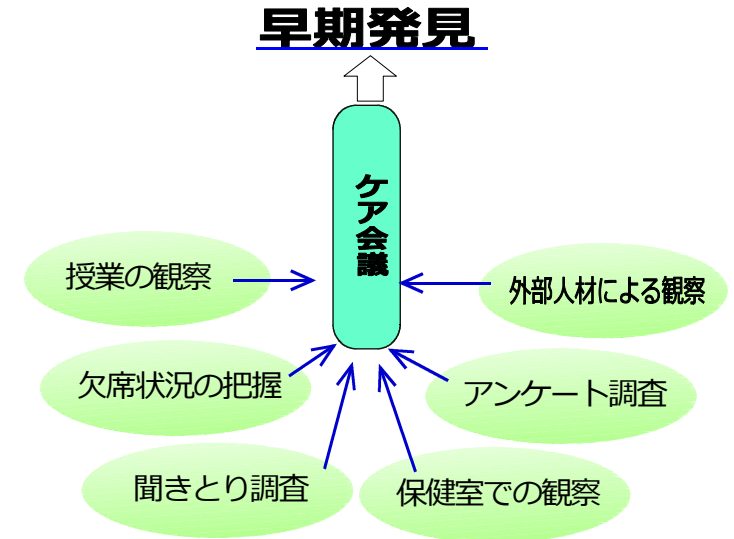


図7 早期発見のための情報の流れ

